

届出のお願い

医療機関等の管理者・事務担当者、
医療従事者の皆さまへ

本年は2年に一度の届出年です。

対象

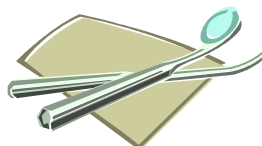
・日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方
※ 現在、就労していない方も含みます。

・業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・
歯科衛生士・歯科技工士の方

届出の期限

令和7年1月15日（水）まで

令和6年12月31日現在の状況をお知らせください。



→医療機関等にお勤めの方はオンラインによる届出をお願いします。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

医療従事者届 厚生労働省

検索



お問い合わせ先

松山市保健所 医事薬事課
TEL 089-911-1805

Q1 届出をしなければいけないのですか？

A 法律の規定により2年に一度厚生労働大臣や都道府県知事に届出をすることが義務づけられています。

Q2 オンラインによる届出はどのように行うのですか？

A 厚生労働省ホームページから、お勤めの医療機関等から提供される専用のID・PWを用いて届出してください。

Q3 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 厚生労働省や都道府県のホームページからダウンロードしてください。

Q4 届出票に記入された個人情報保護されるのですか？

A 届出票に記入された内容は、各法令等により堅く秘密が守られます。

Q5 この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけた場合には、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと原則「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

▶ **医師等資格確認検索システム**（医師・歯科医師）

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/